糸魚川市立糸魚川小学校 校 長 冨永 浩文

#### いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について

文部科学省の指示で、以下の理由からいじめ問題への的確な対応に向けて警察との連携を行うことになりました。

- ○いじめ問題への対応で一部のケースでは、学校及び学校の設置者が法律に基づいた対応を徹底しておらず、被害を受けた児童生徒がいじめを苦に自殺する等最悪のケースを招いた事案も発生している。
- ○犯罪行為(触法行為を含む。)として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない場合もある。これまで、ややもすれば、こうした事案も生徒指導の範囲内と捉えて学校で対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もされてきた。しかし、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。

つきましては、次ページにある「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」に対応するために、当校して以下の主な取組を行ってまいります。皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

記

#### 1 学校と警察との日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築

学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報します。

### 2 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(以下、「SC・ SSW」という)を始め、医療機関等とも協力しつつ、ケース会議を速やかに開催し、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生(被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等)を防ぎ、傷ついた心のケアを行います。加害行為の背景や当該児童生徒が抱える課題について SC・SSW と連携して、適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させるようにします。

#### 3 児童生徒に対するいじめ問題に係る普及啓発、未然防止の推進

- (1) 道徳科や学級活動などの時間に、いじめの実際の事例や動画教材等も活用しつつ、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組みます。
- (2) いじめを発見した時の連絡相談窓口の周知やインターネット上のいじめなどについて理解を深める活動に取り組みます。(インターネットトラブル等の保護者研修会を実施します。)法に定めるいじめの定義、保護者の責務、重大事態調査の目的及び範囲等について普及啓発を図ります。(ホームページのいじめ防止基本方針をご覧ください。)

#### 4 警察と連携したいじめへの適確な対応における留意事項

警察では、重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力します。

## 5 その他

不明な点がございましたら、教頭までお問い合わせください。

# ○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為(触法行為を含む)に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、 判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通 報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

| 学校で起こり得る事案の例   | <b>お</b> エ 1 祖 z 和 毘  |  |  |
|--|-----------------------|--|--|
| ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰   | 該当し得る犯罪               |  |  |
| り返し同級生を殴ったり、蹴っ<br>たりする。<br>○ 無理やりズボンを脱がす。  | 暴行<br>(刑法第 208 条)     | 第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。  |  |
| <ul><li>○ 感情を抑えきれずに、ハサミや<br/>カッター等の刃物で同級生を<br/>切りつけてけがをさせる。</li></ul>              | 傷害<br>(刑法第 204 条)     | 第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の<br>懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。  |  |
| ○ 断れば危害を加えると脅し、性<br>器や胸・お尻を触る。   | 強制わいせつ<br>(刑法第 176 条) | 第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。   |  |
| <ul><li>断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li><li>断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li></ul> | 恐喝<br>(刑法第 249 条)     | 第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。<br>2前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。  |  |
| <ul><li> 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li><li> 財布から現金を盗む。</li></ul>                          | 窃盗<br>(刑法第 235 条)     | 第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。  |  |
| <ul><li>○ 自転車を壊す。</li><li>○ 制服をカッターで切り裂く。</li></ul>                                | 器物損壞等<br>(刑法第 261 条)  | 第 261 条 前 3 条に規定するもの (公用文書等毀棄、私用文書等 毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。   |  |
| ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。   | 強要<br>(刑法第 223 条)     | 第 223 条 生命、身体、自由、名 誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴 行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は 3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。 |  |

|   |  | the age to the term of the ter |
|---|--|--|
| <ul><li>○ 本人の裸などが写った写真・動<br/>画をインターネット上で拡散<br/>すると脅す。</li></ul>   | 脅迫<br>(刑法第 222 条)  | 第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し<br>害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2<br>年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。<br>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し<br>害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前<br>項と同様とする。  |
| <ul><li>○ 特定の人物を誹謗 中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</li></ul>  | 名誉毀損、侮辱<br>(刑法 230 条、231<br>条)                                     | 第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。   |
| <ul><li>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</li></ul>   | 自殺関与<br>(刑法第 202 条)  | 第202条 人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、<br>又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を<br>得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は<br>禁錮に処する。   |
| ○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 | 児童ポルノ提供等<br>(児童買春、児童買春、児童<br>ルノに係るび処<br>規制及びの保護<br>でに関する法律第7<br>条) | 第7条自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る)も、同様とする。<br>2児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を提供した者も、同様とする。<br>3前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。周頃で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。   |

|  |  | 4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3<br>項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これ<br>を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物<br>に描写することにより、当該児童に係る児童ポ<br>ルノを製造した者も、第2項と同様とする。<br>5 (略)<br>6 児童ポルノを不特定若しくは 多数の者に提供<br>し、又は公然と 陳列した者は、5年以下の懲役<br>若しくは 500万円以下の罰金に処し、又はこれ<br>を併科する。電気通信回線を通じて第二条第三<br>項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚<br>により認識することができる方法により描写<br>した情報を記録した電磁的記録その他の記録<br>を不特定又は多数の者に提供した者も、同様と<br>する。<br>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造<br>し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦<br>から輸出した者も、同様とする。(略) |
|--|--|--|
| <ul><li>○ 元交際相手と別れた腹いせに<br/>性的な写真・動画をインターネ<br/>ット上に公表する。</li></ul> | 私事性的画像記録<br>提供(リベンジポルノ)(私事性的画<br>像記録の提供等に<br>よる被害の防止に<br>関する法律第3条) | 8(略)<br>第3条第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。<br>2前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。<br>3前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。<br>4・5(略)   |

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校は、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くします。

上記の事例について、学校でも発達段階に応じて、指導してまいります。ご家庭でも、お子さんの成長に応じて、説明していただき、絶対にしてはいけないことを必ず指導してください。

また、お子さんの様子や学校の対応などで些細なことでも気になることや心配なことがありましたら、早め早めに担任または学校へお知らせください。事が大きくなる前に未然防止や即時対応に努めます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

参考資料:4文科初第2121号 令和5年2月7日付

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」より